

I 畜産関係業務

1 畜産物の安定価格等

畜産物の価格安定に関する法律（畜安法）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（暫定措置法）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（特別措置法）の規定により、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会（13年度の政策価格等諮問時までは畜産振興審議会）に諮問の上、毎年、当該年度の開始前に畜産物の安定価格等を定めて告示することになっている。第1～第4表は農林水産省告示による畜産物の安定価格等の年度別推移を示したものである。

平成28年度における加工原料乳の補給金単価等は表1のとおりであり、脱脂粉乳・バター等向け生乳については、補給金単価が12.69円/kgと前年度から0.21円/kg引き下げられ、交付対象数量は前年度と同じ178万トンであった。また、チーズ向け生乳については、補給金単価が15.28円/kgと前年度から0.25円引き下げられ、交付対象数量は前年度と同じ52万トンであった。

なお、平成29年度から新たに液状乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳）向け生乳が補給金の対象となり、脱脂粉乳・バター等向け生乳、チーズ向け生乳及び液状乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳）向け生乳の補給金単価が10.56円/kg、交付対象数量は350万トンと一本化された。

表1 加工原料乳の補給金単価及び生産者補給交付金に係る
加工原料乳の交付対象数量の推移

(1) 平成20年度から平成28年度まで

区分 項目・年度		加工原料乳補給金単価		生産者補給交付金に係る加工原料乳の交付対象数量	
		価格 (円/kg)	前年比 (%)	数量 (千トン)	前年比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	20(当初)	11.55	109.5	1,950	98.5
	20(期中改定)	11.85	112.3	1,950	98.5
	21	11.85	100.0	1,950	100.0
	22	11.85	100.0	1,850	94.9
	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
	27	12.90	100.8	1,780	98.9
28	12.69	98.4	1,780	100.0	
チーズ向け	26	15.41	-	520	-
	27	15.53	100.8	520	100.0
	28	15.28	98.4	520	100.0

(2) 平成 29 年度以降

区分 項目・年度		加工原料乳補給金単価		生産者補給交付金に係る加工原料乳の交付対象数量	
		価格 (円/kg)	前年比 (%)	数量 (千トン)	前年比 (%)
加工原料乳	29	10.56	—	3,500	—

平成 28 年度における指定食肉の安定価格については、豚肉は表 2 のとおりであり、安定基準価格は、皮はぎ法により整形したものは 445 円、湯はぎ法により整形したものが 415 円とともに前年度から 5 円引き上げられた。安定上位価格についても、皮はぎ法により整形したものが 600 円、湯はぎ法により整形したものが 560 円と、ともに前年度から 10 円引き上げられた。牛肉は表 3 のとおりで、安定基準価格 890 円、安定上位価格 1,155 円と前年度からそれぞれ 25 円、30 円引き上げられた。

なお、平成 29 年度における豚肉の安定基準価格は、皮はぎ法により整形したものは 440 円、湯はぎ法により整形したものが 410 円とともに前年度から 5 円引き下げられた。安定上位価格についても、皮はぎ法により整形したものが 595 円、湯はぎ法により整形したものが 555 円と、ともに前年度から 5 円引き下げられた。牛肉は、安定基準価格 900 円、安定上位価格 1,215 円と、前年度からそれぞれ 10 円、60 円引き上げられた。

表 2 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

区分 年度	皮はぎ法により整形したもの				湯はぎ法により整形したもの			
	安定基準価格		安定上位価格		安定基準価格		安定上位価格	
	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)
21	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
22	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
23	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
24	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
25	405	101.3	550	100.9	375	101.4	510	101.0
26	425	104.9	570	103.6	395	105.3	530	103.9
27	440	103.5	590	103.5	410	103.8	550	103.8
28	445	101.1	600	101.7	415	102.5	560	101.8
29	440	98.9	595	99.2	410	98.8	555	99.1

注 1：指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則

（昭和 36 年農林省令第 58 号）第 3 条第 1 項第 1 号の豚半丸枝肉である。

2：価格は消費税込みである。

表3 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

	去勢牛肉（省令規格「B-2」及び「B-3」）			
	安定基準価格 （円/kg）	前年度比 （%）	安定上位価格 （円/kg）	前年度比 （%）
21	815	100.0	1,060	100.0
22	815	100.0	1,060	100.0
23	815	100.0	1,060	100.0
24	815	100.0	1,060	100.0
25	825	101.2	1,070	100.9
26	850	103.0	1,105	103.3
27	865	101.8	1,125	101.8
28	890	102.9	1,155	102.7
29	900	101.1	1,215	105.2

注1：指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第2項第1号の牛半丸枝肉である。

2：価格は消費税込みである。

平成28年度における指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は、表4のとおりであり、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専乳用種、乳用種及び肉専用種と乳用種の交雑の品種5区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度から引き上げられた。

また、平成29年度においても、すべての品種の5区分の保証基準価格及び合理化目標価格が引き上げられた。

表4 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格（単位：円/頭）

区分 年度	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種	
	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格
21	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
22	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
23	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
24	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
25	320,000	273,000	292,000	251,000	209,000	144,000
26	329,000	275,000	300,000	253,000	215,000	145,000
27	332,000	277,000	303,000	255,000	217,000	147,000
28	337,000	280,000	307,000	257,000	220,000	149,000
29	339,000	282,000	309,000	259,000	221,000	150,000

区分 年度	乳用種		交雑種	
	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格
21	116,000	83,000	181,000	138,000
22	116,000	83,000	181,000	138,000
23	116,000	83,000	181,000	138,000
24	116,000	83,000	181,000	138,000
25	122,000	86,000	188,000	142,000
26	128,000	87,000	195,000	143,000
27	130,000	88,000	199,000	144,000
28	133,000	90,000	205,000	147,000
29	136,000	93,000	210,000	152,000

注：価格は消費税込みである。

2 指定乳製品の価格動向等と機構の業務

(1) 概況

ア 乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数

飼養戸数は、昭和38年の41万7600戸をピークにその後、毎年減少し、平成29年2月1日現在では前年に比べて3.5%減の1万6400戸となった。近年の戸数減少は、経営者の高齢化と後継者不足等により、中小規模層を中心とした離農が進んでいるためとみられている。

また、飼養頭数は、飼養戸数の減少を反映して前年に比べて1.6%減の132万3000頭となった。

一方、1戸当たり飼養頭数は、飼養戸数が減少する中で、規模拡大傾向にあることから、前年の79.1頭から80.7頭とわずかに増加した。(表5)

表5 乳用牛の飼養戸数・飼養頭数

区分 調査年月日	飼養戸数		飼養頭数		1戸当たりの飼養頭数	
	戸数 (千戸)	前年比 (%)	頭数 (千頭)	前年比 (%)	頭数 (頭)	前年比 (%)
平成27年2月1日	17.7	95.2	1,371	98.3	77.5	103.3
平成28年2月1日	17.0	96.0	1,345	98.1	79.1	102.1
平成29年2月1日	16.4	96.5	1,323	98.4	80.7	101.6

資料：農林水産省「畜産統計」

イ 生乳の需給

平成28年度の生乳生産は、都府県を中心に前年を下回ったことから、全国計で同99.2%となった。

処理内訳を見ると、牛乳需要が堅調に推移したことから、牛乳等向けが同100.8%と前年度をわずかに上回った。(表6)

表6 生乳生産と用途別処理量

(単位：千ト、%)

区分 年度	生乳生産量		処理内訳					
			牛乳等向け		乳製品向け		その他向け	
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比
平成23	7,534	98.7	4,083	99.3	3,387	98.2	64	90.5
平成24	7,607	101.0	4,011	98.2	3,538	104.5	59	92.0
平成25	7,447	97.9	3,965	98.9	3,426	96.8	57	97.2
平成26	7,331	98.4	3,910	98.6	3,361	98.1	60	104.7
平成27	7,407	101.0	3,953	101.1	3,399	101.1	56	93.4
平成28	7,346	99.2	3,984	100.8	3,311	97.4	51	92.4

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

ウ 指定乳製品の生産量

平成28年度のバター及び脱脂粉乳の生産量は、生乳生産量の減少に伴いバターや脱脂粉乳に仕向けられる生乳が減少したこと等から、前年度比95.9%、94.9%とそ

れぞれ減少した。また、全脂加糖れん乳は同100.8%と前年度をわずかに上回ったが、脱脂加糖れん乳は同93.5%と前年度をかなり下回った。(表7)

表7 指定乳製品の生産量

(単位：トン、%)

区分 年度	バター		脱脂粉乳		全脂加糖れん乳		脱脂加糖れん乳	
	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比
平成23	63,071	89.9	134,912	90.7	38,081	105.0	4,941	107.1
平成24	70,118	111.2	141,431	104.8	36,110	94.8	4,561	92.3
平成25	64,302	91.7	128,818	91.1	35,697	98.9	3,907	85.7
平成26	61,652	95.9	120,922	93.9	33,653	94.3	3,914	100.2
平成27	66,295	107.5	130,184	107.7	34,560	102.7	3,778	96.5
平成28	63,583	95.9	123,500	94.9	34,851	100.8	3,532	93.5

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

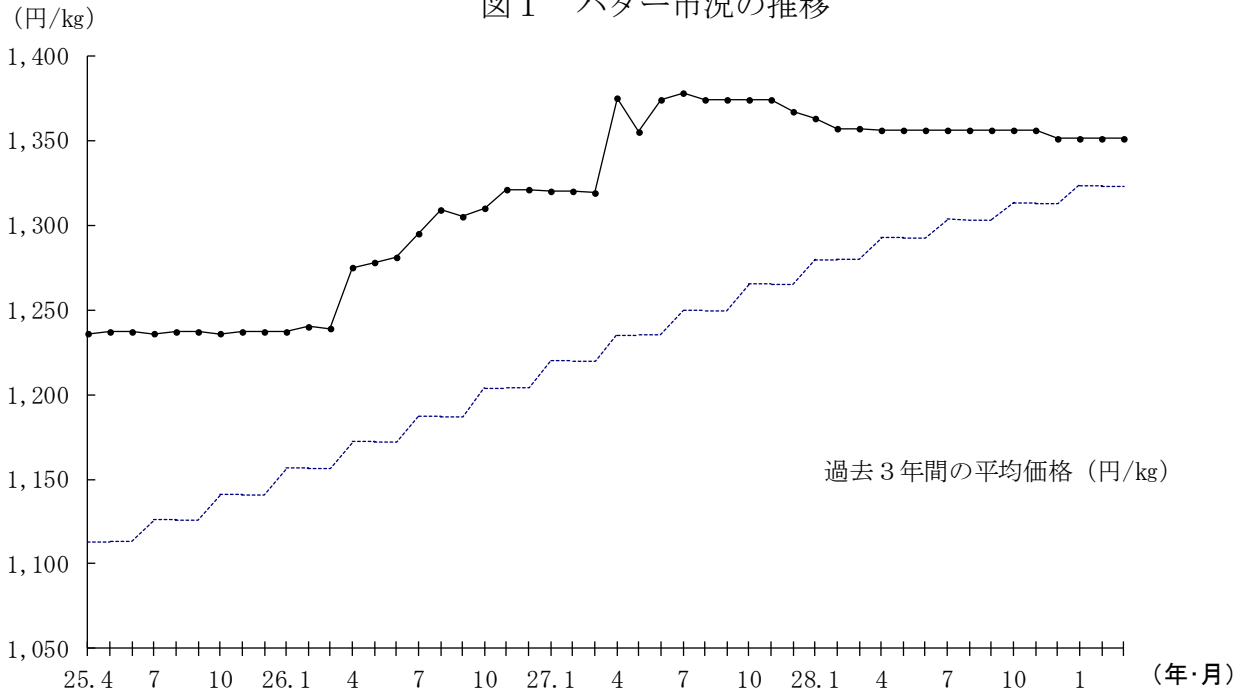
エ 指定乳製品の価格動向

平成28年度のバター及び脱脂粉乳の市況（大口需要者向け価格：農林水産省牛乳乳製品課調べ、以下同じ。）は、年度平均価格では、バターは1,354円/kg（前年度比99.0%）とわずかに低下し、脱脂粉乳は17,537円/25kg（同100.0%）と前年度並みとなった。（図1、図2）

機構が法律に基づき輸入する指定乳製品等の需給については、バターや脱脂粉乳に仕向けられる生乳が減少したこと等から、国内の供給量が需要量を下回り、供給不足が懸念された。

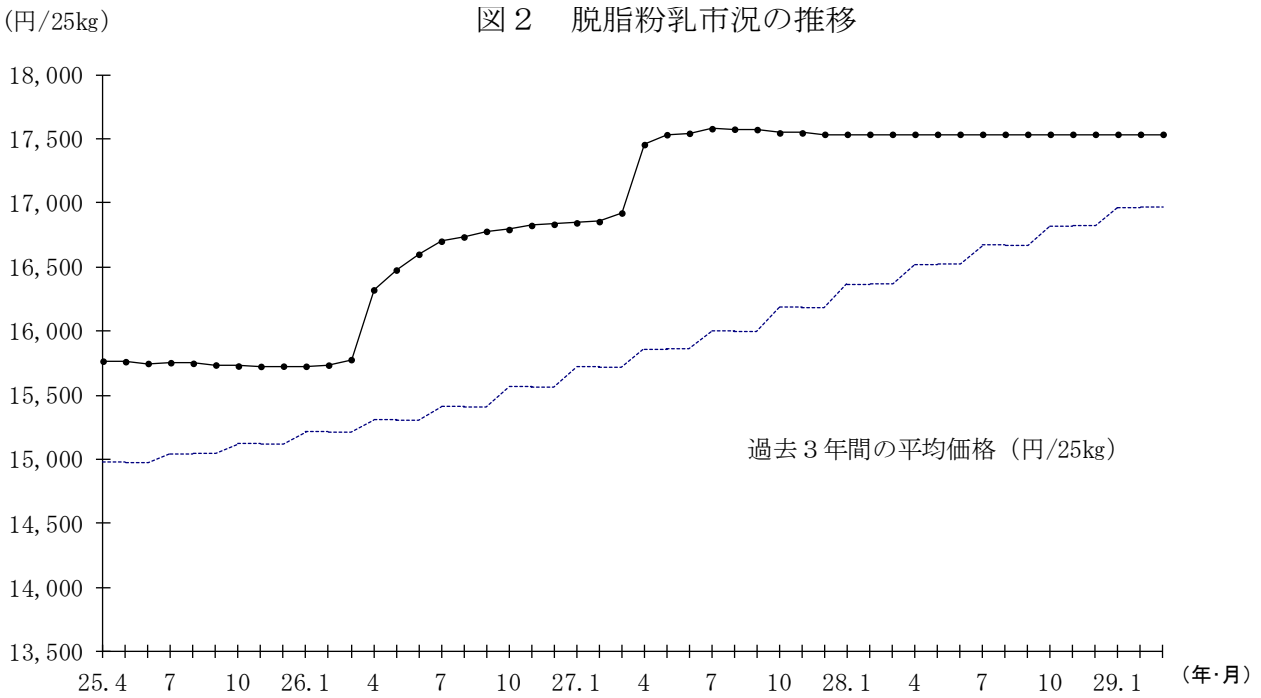
このため、機構では、国際約束を履行するための指定乳製品等の輸入売買業務について、国内需給への影響を勘案しつつ、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ、バターオイル及びデリースプレッドの輸入に加え、農林水産大臣の承認を受け、バター、脱脂粉乳及び加糖れん乳の追加輸入を行った。

図1 バター市況の推移



注：価格は消費税込みである。

図2 脱脂粉乳市況の推移



注：価格は消費税込みである。

(2) 指定乳製品等の輸入及び売渡し

①平成28年度カレントアクセス（バター、脱脂粉乳）

平成28年度カレントアクセス（ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、毎年、一定数量（生乳換算137千トン）の乳製品輸入を国際的に約束したもの）として、バターについては、2月に一般方式による輸入入札を実施し、1,686トン进行落札し、S B S方式による輸入入札を2月から4月にかけて実施し、5,314トン进行落札し、合計7,000トンとした。

また、脱脂粉乳については、2月に2,000トンの輸入入札を一般方式で実施した。

一般方式で輸入したバター1,686トン、脱脂粉乳2,000トンについては、国内の需給動向を踏まえ、7月から11月にかけて順次、売渡入札を実施した。（表8、表9）

②平成28年度追加輸入（バター、脱脂粉乳）

平成28年度は、27年度末のバターや脱脂粉乳の在庫が前年度比で増加したものの、年末までのバターの安定的な供給を図る観点から、平成28年5月に農林水産大臣の承認を受け、バター6,000トン、脱脂粉乳2,000トンの追加輸入を行った。

さらに、平成28年9月に翌年に向けた供給量に万全を期すため、4,000トンの追加輸入を行った。

なお、追加輸入バター10,000トンのうち、S B S方式の5,492.1トンのうち、1,548.8トンについては、洋菓子店等で直接利用できる形状での輸入に加え、柔軟な形状に加工できる改装用での輸入とした。（表8）

一般方式で輸入したバター4,336.4トン、脱脂粉乳1,922.4トン、については、国内の需給動向を踏まえ、11月から翌年の2月にかけて順次、売渡入札を実施した。（表9）

③平成28年度カレントアクセス（バター、脱脂粉乳以外）

バター、脱脂粉乳以外のカレントアクセスについては、平成28年3月と7月にホエイ及び調製ホエイのS B S入札を実施し、4,500トンの契約を締結した。また、6月にS B S入札によりバターオイル190.4トン、デイリースプレッド341.7トンの契約を締結した。（表8）

④平成29年度カレントアクセス前倒し

平成29年度カレントアクセスの前倒しについては、平成29年2月に脱脂粉乳7,000トン、3月に6,000トン、ホエイ及び調製ホエイについては、3,700トンの輸入契約を2月に締結した。（表8）

⑤指定乳製品等の輸入（一般輸入）

平成28年度の機構以外の者に係る指定乳製品等の輸入（一般輸入）については、買入・売戻件数は1,038件で、その数量は1,722.5トンとなった。全体としては前年度の963件、1,256.3トンから、件数、数量共に増加した。品目別に見ると、脱脂粉乳（平成27年度664トン・28年度1,091トン）は増加した一方、バター・バターオイル（平成27年度388トン・28年度285.5トン）が減少した。（表10）

表 1 0 一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ・売戻し実績（平成28年度）

（単位：トン、千円）

項目	件数	数量	買入金額	売戻金額
脱脂粉乳	139	1,091.2	434,698	743,611
全粉乳	89	161.3	301,069	379,681
その他粉乳	11	7.4	13,789	19,408
れん乳	17	8.4	6,166	8,622
バターミルクパウダー	7	0.5	1,081	1,327
ホエイ・調製ホエイ	181	168.3	192,881	247,774
バター・バターオイル	594	285.5	402,069	612,505
計	1,038	1,722.5	1,351,753	2,012,927

3 指定食肉の価格動向と機構の業務

(1) 牛肉

平成 28 年度の東京及び大阪市場における牛枝肉卸売価格は、生産量の減少等を背景に過去最高水準まで高騰した 27 年度に続き、高水準で推移したものの、価格高騰の反動等により、年度後半ごろから低下傾向で推移した。こうしたことから、28 年度の牛枝肉省令価格（去勢牛肉「B-3」及び「B-2」）は、すべての月で安定基準価格（890 円/kg）を上回って推移し、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表 14）

表14 牛枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令価格（去勢牛肉「B-3」及び「B-2」）	
	東京・大阪加重平均	
	価格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成23年度	889	79.2
平成24年度	1,039	116.9
平成25年度	1,185	114.1
平成26年度	1,299	109.6
平成27年度	1,644	126.6
平成28年度	1,605	97.6
平成28年 4月	1,694	105.5
5月	1,661	100.5
6月	1,619	101.4
7月	1,643	101.4
8月	1,630	100.6
9月	1,642	100.7
10月	1,623	95.6
11月	1,581	91.9
12月	1,650	94.3
平成29年 1月	1,590	96.6
2月	1,457	92.9
3月	1,473	92.2

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

(2) 豚肉

平成 28 年度の東京及び大阪市場における豚枝肉省令規格（「上」以上）の平均卸売価格は、出荷頭数が回復傾向にあったことで、落ち着きが見られ、高騰していた前年度を下回ったものの、すべての月で安定基準価格（445 円/kg）を上回った。こうしたことから、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表 15）

表15 豚枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令規格	
	東京・大阪加重平均	
	価 格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成23年度	455	96.0
平成24年度	440	96.7
平成25年度	499	113.4
平成26年度	593	118.8
平成27年度	540	91.1
平成28年度	528	97.8
平成28年 4月	489	83.4
5月	591	110.7
6月	629	106.3
7月	554	85.2
8月	513	79.9
9月	528	101.9
10月	491	104.2
11月	519	106.8
12月	527	96.3
平成29年 1月	497	106.9
2月	524	99.6
3月	504	102.4

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

4 鶏卵の価格動向と機構の業務

平成28年度の鶏卵の平均卸売価格（全農東京、M規格）は、前年度が高水準で推移した反動から、年度平均では前年度より9.7%低下したものの、標準取引価格を上回っていたことから、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表16）

表16 鶏卵価格の推移（東京、M規格）

月	卸売価格				鶏卵価格安定制度の発動状況			
	平成27年度		平成28年度		平成27年度		平成28年度	
	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)
4月	227	101.8	215	94.7	217.86	0	208.75	0
5月	230	112.7	204	88.6	222.47	0	199.12	0
6月	223	112.1	197	88.3	215.46	0	191.75	0
7月	213	112.1	184	86.5	208.23	0	182.23	6.093
8月	219	114.1	180	82.2	219.89	0	181.12	7.092
9月	247	106.9	192	77.7	242.48	0	190.05	0
10月	250	104.2	211	84.4	247.84	0	206.98	0
11月	252	104.1	231	91.7	247.81	0	224.70	0
12月	255	102.8	245	86.0	247.67	0	236.29	0
1月	182	94.8	179	98.3	173.55	13.005	169.98	17.118
2月	209	100.0	204	97.6	203.61	0	198.74	0
3月	215	98.2	217	101.0	210.36	0	210.30	0
平均	227	105.1	205	90.3	—	—	—	—
補填基準価格	—	—	—	—	188	—	189	—

資料：全農「畜産販売部情報」

注：卸売価格は消費税を含まない。